

福島をくり返すな！ 坊っちゃん広場に120人集う 伊方原発の廃炉を求める3・11愛媛集会

3・11集会パネルアピール



商店街をデモ行進

福島原発事故から11年、県内各地で「3・11集会」が開かれました（大洲・今治の記事は2頁）。松山市駅前坊っちゃん広場で、うたごえ協議会の合唱によるオープニングに続いて、須藤昭男・伊方原発をとめる会事務局長の「決して諦めず、原発廃炉に向かって闘っていこう！」の力強い挨拶から集会が始まりました。

薦田伸夫・伊方原発をとめる弁護団長は、国や東電の福島原発事故へのまやかしの廃炉計画、放射能汚染水を処理水と言い換え、海に流そうとしていること、甲状腺がんになった福島の子どもたち6人が勇気をふるって東電を訴える裁判を起こしたことを、風評被害の元だと批判する福島県や国の対応などについて言及し、「伊方原発最大の問題は中央構造線と南海トラフの巨大地震による事故の危険性だ。またロシアのウクライナ侵攻で原発が標的になることも明らかになった。今春、着任する新しい裁判官らに、これらの問題点をきちんと指摘し、間違いなくいい判決を書いてもらえるように頑張りたい」と裁判について報告しました。



このあと参加者4人がリリーススピーチ。中村圭司・愛媛県職員労働組合委員長は「県職員は原発事故が起これば被ばくが避けられない作業を強いられ、県民も被ばくなしの避難は不可能だ。伊方原発を始め全国の

原発をとめることを求める」と力強くアピール。大野恭子さん（原発さよなら四国ネットワーク）は、1973年提訴の第一次伊方裁判での原告たちの警告が、次々に現実となっていると指摘し、「故郷・松山を次の世代に渡すために、禍の元である原発を廃炉にすべく皆さんで繋がっていきましょう」と訴えました。僧侶の垂水正和さんは「松山市には原発事故時の避難計画がない。市民は自主避難扱いとなる。今回初めて、愛媛新聞の県民世論調査で原発反対が6割を切ったことも憂慮している」と発言しました。また、藤村晋太郎さん（医療機関職員）は、原発事故時に避難せず患者を守った福島県双葉郡広野町の高野病院について言及し、電力会社も国も責任は一切取らないとして、「伊方原発の一日も早い廃炉を」と訴えました。

集会宣言を採択後、デモ行進

スピーチに引き続き「伊方原発の廃炉を求める3・11愛媛集会宣言」が読み上げられ、採択されました。このあと、参加者全員によるパネルアピールを行い、デモ行進がスタート。コロナ禍で昨年に引き続き、シュプレヒコールはなく、街宣車のスピーカーとハンドマイクからのアピールのみでしたが、元気に市内中心部を愛媛県庁前までデモ行進して解散となりました。

集会宣言 四電と県に提出

3月14日に四国電力原子力本部と愛媛県庁を訪れ、それぞれ集会宣言を手渡しました。（宣言は HP参照）

伊方原発をとめる会 第12回定期総会

日時：5月29日（日）13:30～16:30

会場：コムズ5F 大会議室

記念講演 大島 堅一 さん

（原子力市民委員会座長、龍谷大学教授）

「原発は温暖化対策として
有効なのか」

目次	3・11集会&デモ	1
	3・13 記念講演 吉田千亜さん	2
	差止訴訟 第28回口頭弁論報告	4
	避難者裁判 再エネ出力制御	5
	インタビュー その18 秦 左子さん	6
	戦時に標的とされる原発の脅威	8



今治行動

3・11集会 大洲・今治でも街頭で力強く宣伝行動

3月11日、大洲市では、愛たい菜前で「大洲環境とエネルギー研究会」など5つの市民団体の共催で、原発反対とウクライナの侵略反対が一体となった熱のこもったリレートークを行いました。

その後、代表8名が大洲市役所を訪れ、二宮市長と大野市議会議長に、「大震災への備えをさらに強化し、市民への啓発を強める」「伊方原発3号機の廃炉を四国電力に申し入れる」「自然エネルギーを活用した地域再生の政策を取り入れる」など7項目にわたる申し入れを行いました。

また、四国電力へは別に「伊方原発3号機の廃炉」

「使用済み核燃料の増加と次世代への押し付けをとめる」など5項目の申し入れ書を送付しました。



同じく11日、今治市では、「福島をくり返さない、伊方原発いらない 原発NO! 3・11今治統一宣伝行動」を実施しました。19名の参加で、のぼり端や大小のプラスター、ゼッケンなどで 元気に賑やかに街頭宣伝に取り組みました。リレートークでは、大沢守さん他7名の方々がマイクを握って、「原発NO」と「ロシアはウクライナ侵略を止めよ」をテーマにアピールをしました。



3・13記念講演会「原発事故から12年目 過去といま、未来を考える」 『孤塁』著者・吉田千亜さん 福島の今を語る



3月13日、えひめ共済会館でフリージャーナリストの吉田千亜(よしだ ちあ)さんに「福島の今」をお話いただきました。会場とズーム配信を合わせて80余名の参加がありました。

取材活動の原点は「気にし過ぎですよ」への反発から

吉田千亜さんは、福島原発事故直後に、埼玉県川越市の給食センターで食材の放射能汚染について尋ねた際、「気にしすぎですよ」と言われたことで、「なにくそ!」と発奮。埼玉県で避難交流会を立ち上げ、福島県内外の放射線量の測定を継続的に行っていると、自己紹介されました。それらの活動を通して、『ルポ 母子避難 消されゆく原発事故被害者』、『その後の福島』、そして原発直後の双葉郡の消防士たち取材した話題作の『孤塁』を次々と出版されました。



吉田千亜さん とめる会の本を手に

スライドを通して明らかになる 事故後の福島の不都合な真実



政府が早く消したかったもの

- (1) 避難者→避難者数
- (2) 人のいない町→避難指示解除
- (3) フレコンバック
→汚染土壌の運搬と拡散
- (4) モーターポスト

スライド ①

政府が早く消したかったもの

避難計画は「計画」が可能か

- 検証されるべきは、福島で事故で被害にあった近隣住民の体験に基づく「実感」→教訓
- 全国原発立地自治体の避難計画は、実現可能か
→教訓に基づく検証

「原発事故は起きても安全」という
新しい安全神話

避難計画は計画が可能か

スライド ②

マスコミが報道しない、今まさに福島で起っている事態が次々とスライドで紹介され、伊方原発を抱える愛媛県民として他人事ではないと考えさせられました。

講演の最後に吉田さんは「今後、抗っていかなくてはと思っていること」として、特に次の3点を強調されました。

1. 「原発は小さくなくてはならない」

放射性廃棄物は10万年保管しなくては行けないと言われているが、原発が使えるのは、せいぜい3世代（稼働期間は40～60年）、たかだか3世代のために、のちの3300世代がそれを管理し続けなくてはならない、とんでもないことをしてしまっている。

2. 「核武装をさせない」

ロシア軍によるウクライナの原発への攻撃という事態が実際に起きた。核武装をしたいという人たちもいるが、自国を破滅させる覚悟を持っているのか。「攻撃して下さい」というものを日本はたくさん持っている。

3. 「原発事故被害を決して矮小化させない」

この先、原発事故が起きた時、国などは福島を教訓として被害を矮小化し、復興ばかりをアピールするだろう。今までは「原発は安全です」だったけれど、今やっていることは「原発事故は安全です」そのもの。みんな逃げられない状況にさせられるだろう。例えば自主避難の人たちへ住宅供与をしない、健康被害は徹底的に否定する。また、過剰診断、スクリーニング効果だといって小児甲状腺がんも原発事故との因果関係を認めないだろう。

吉田さんは「今後も『原発事故避難者住まいの権利裁判』や『311子ども甲状腺がん裁判』などの支援を続けていく」と、静かにしかし断固とした決意を述べて講演を締めくくりました。

会場には吉田さんの著書や連載中の雑誌「世界」が並べられましたが、いずれも完売の盛況ぶりでした。

会場後ろには松山市在住の杉山洋さんによる「請戸小 2019 遺したものは」等の油絵が展示されました。



熱心に耳を傾ける参加者(えひめ共済会館)

検証 原発避難計画 まだ失われていない町で

- ・今、ガソリンは満タンですか？
- ・今、もし爆発したら、どのルートから、どこに逃げますか？
- ・何を持って逃げますか？
- ・介護が必要な高齢者、ケアが必要な妊婦さん、小さな子どもをどうしますか？
- ・行政関係者は家族にいますか？
- ・安定ヨウ素剤は持っていますか？
- ・どのタイミングで飲むか、どこから情報を得ますか？
- ・2日ばかりで車で避難する可能性を考えて、何か準備をしていますか？

おすすめ：N95マスクを準備する／車内用トイレ／防寒具・熱中症対策／半分になったら満タンにする

検証 原発避難計画

スライド ③

また講演会後に、福島原発事故避難者裁判原告団長の渡部寛志さん(とめる会の共同代表)が、「最高裁に公正な判決を求める署名」への協力を呼びかけました。

参加者の感想

Aさん：チェルノブイリ原発事故でショックを受けたことを思い出しました。2度とそういう不安を生み出す世の中にしてはいけないという気持ちと、一方でそれが発端になって一人の女性が社会に自分を発信する存在になった、ということの素晴らしさも感じました。

Bさん：子育てしながらの、圧倒的な取材力に驚かされます。自治体職員の多くは線量計を持たずデータも残らないまま現地に留まり大量に被ばくしています。彼らの被ばくを認めたら住民の被ばくも認めなければならなくなるため、小児甲状腺がん患者と同じ理論で「安全な原発事故」という話の一環で埋もれさせられています。帰還を強制し補償を打ち切る行政、これらの施策を決めているのは政府自民党、国会議員ですが、矢面に立たされるのは地元の自治体職員です。このやりきれなさや怒りを反原発にぶつけます。

Cさん：ある日突然、事故は起こるもの。備えあれば憂いなしと、車にトイレシートを常備するとか、ガソリンは半分になったら満タンにしておく等の具体的なアドバイスがもらえてよかったです。

Dさん(ZOOM視聴)：講師の熱い心に打たれて感動しました。この人だから取材された側も心を許して話し出すのでしょうか。ニュースに出てくる無味乾燥な数字ではわからない、個をもった人間像が浮かび上がるし、女性目線でもものを見ている姿勢も聞いていて気持ちよかったです。

Eさん：『希望の言葉は被害を隠す』復興という名に隠された隠蔽と、それを知りながらもそこで生きていけないといけない住民。放射性物質の実害を訴える人を福島の復興を妨げる「風評加害者」と呼び始めた環境省。取材を通してみえてきた、除染される30km圏内と除染を打ち切られる圏外、原発「事故」などという生ぬるいものではない。これは確信犯的な事件だ。

第28回口頭弁論 原告二人が意見陳述 司法はぜひとも正しい判断を！

2月24日、14時半より松山地方裁判所にて伊方原発運転差し止め訴訟第28回口頭弁論が行われました。コロナ禍で席数が制限されているなか、18席の傍聴券を求めて63名が抽選の列に並びました。原告席には16名が入りました。裁判長による双方の書面についての確認作業のあと、原告の平谷敬子さん、宇都宮理さんのお2人による意見陳述が行われ、次回第29回口頭弁論期日が、6月21日14時半と告知されて閉廷となりました。

記者会見・報告集会

15時半から松山市二番町のR2番町ビル5階会議室にて記者会見、報告集会を行いました。

薦田伸夫弁護士からは「3人の裁判官の合議体で審議するのだが、提訴以来、その裁判体もすでに4番目、裁判長が4回替わっている。6月からの5番目の裁判体には、今までの経緯をきちんと理解してもらった上で判決を書いてもらいたい」との発言がありました。

また意見陳述を終えた平谷さんは、「今回、意見陳述を引き受けて、改めて『ダメなことはダメ。嫌なことは嫌』ということの大切さを思い出した」と述べました。

宇都宮さんは、「年末の鳥インフルエンザの防疫業



松山地方裁判所前入廷行進
先頭幕、右端が平谷敬子さん
左端が宇都宮理さん

務での過酷作業にあたった。原発事故では命を懸けた闘いとなる。その現実を四国電力社員に一番知ってもらいたかった」と述べました。

同席された定者吉人弁護士は、「10年前から松山の伊方裁判に広島から通っている。この行為が伊方原発に対して、このままではいけないと自分を奮い立たせる機会でもある」と述べられ、また高田義之弁護士からは「世の中の動きは、一歩進めば、また後退するの繰り返しで、失望することも多いが、人間の理性は進歩すると信じてやっていきたい。ともに頑張りましょう」と、熱い思いが述べられました。

裁判の傍聴に行ってきました

内田 知子さん

2011年から11年間にわたり伊方原発の運転差し止めを求めて、ずっと続けられてきた裁判です。この11年の間に、1号機は2016年、2号機は2018年に廃炉が決まりました。残すは3号機のみ。継続は力です。このまま3号機を廃炉にするまで、どんどん原告を増やしながら裁判を続けて行って欲しいと思います。

口頭弁論の場での原告の意見陳述には、毎回胸を打たれ感動します。今回もお二人の原告が意見陳述をされました。

平谷敬子さんは、重い障がいがある娘さんと暮らす中で、安心して暮らすことができる社会にしたいと切望し、国や電力会社に対し命の大切さを痛烈に訴えられました。

宇都宮理さんは、県職員の立場から、ひとたび原発事故が発生すれば、「誰かが命をかけてでも現場で業務に当たらなければならない」。それがたとえ原発労働者や自衛隊員であっても。このような事態を突きつける原発の存在は、憲法違反であり、なくすしかないんだ！と強く訴えられました。

お二人の素晴らしい意見陳述に、裁判官の方々も神妙な面持ちで、聞き入っておられるようでした。

裁判官が次回の日程を告げ、裁判は終わりました。裁判が始まって、終わるまで、被告四電側の弁護士の方々が口を開くことは、ほとんどありませんでした。四電側の弁護士さんも大変なお仕事だと思います。たとえ依頼人が大罪を犯していたとしても、依頼人に不利な発言はできません。ましてや、傍聴席を埋め

尽くす「物言う市民」の監視の前では、滅多なことは発言できないでしょう。その重責とストレスは如何許りかと、お見舞い申し上げます。

一方、裁判官は、その良心に従い独立してその職権を行う立場です。裁判官の、その良心に、大いに期待したいと思います。



報告集会会場

避難者訴訟 最終局面に 最高裁に歴史に残る判決を望む

東京電力の敗訴が確定

東京電力福島第1原発事故で福島県から愛媛県に避難してきた人たち23人が、国と東京電力に損害賠償を求めた裁判では、昨年9月29日の高松高裁判決の後、原告、被告の双方が、判決を不服として上告していました。3月31日、最高裁判所から30日付で、東京電力と原告の上告について、受理しないという決定の通知が届きました。これで東京電力の敗訴と高松高裁判決の4261万円の賠償命令が確定しました。早々に東電からは、判決に基づいて支払いたいという連絡が来ました。

4月1日の記者会見で、原告代理人の野垣康之弁護士は「最高裁が、高裁判決から半年という異例の速さで東電の責任を認め、法的に確定させたことは意義がある。原告らが被った被害に対する賠償としては極めて不十分だが、国が基準を定めた中間指針を上回る額が認定されたことは重要だ。自主避難に対して損害額が低すぎると上告していたが、認められなかったことは残念だ。原告だけにとどまらない被害者全体の救済に向けて弾みとなった」と述べています。

また原告の渡部寛志さんは「当初は東電に対する不満や怒りがあったが、除染や廃炉作業をしているのは地元に残った身内のような人たちで、今は東電より国の責任の方が大きいと考えている。国策で原発を推進し、事故を起こし、私たちは生きる場所を奪われ引き裂かれた。それなのに責任はないと言い張り、東電という一企業に全責任を負わせて、地震と津波のせいにして終わらせるということは決して許されない。原告になれなかった人も含めて一律に救済、賠償するしくみが必要」と、最高裁が国の責任を認める判決を出すことを強く望みました。

生業訴訟の最高裁弁論期日に合わせて、4月25日、最高裁統一行動が行われ、全国各地から30あまりある集団訴訟の原告団・弁護団・支援者が最高裁前に結

集しました。野垣弁護士と渡部さんはここに参加した後、4月26日、東電に申し入れに行き、原告以外の原発事故被害者全体に、実態に応じた賠償をするよう求める社長あての「要求書」を手渡しました。

5月16日結審 6月に判決か

5月16日14時30分から最高裁第二小法廷（菅野博之裁判長）で、国と原告双方の意見を聞く「上告審弁論」が開かれます。先行する同種訴訟の千葉訴訟（4/15）、群馬訴訟（4/22）、生業訴訟（4/25）はすでに結審しています。あとは愛媛訴訟を残すのみで、同じくこの日で結審して、判決期日が告げられる模様です。6月中にも国の責任の有無について統一した判断が出される見通しです。

当日は、愛媛からだけでなく、全国から駆けつけた大勢の原告、弁護団、支援者が見守るなか、野垣弁護士、南雲芳夫弁護士（生業訴訟弁護団幹事長）、渡部寛志さんが最高裁法廷で渾身の陳述をされることでしょうか。

原発事故によって、過酷な人生を送らなければならなくなったすべての避難者の方たちの被害の救済のために、事故の責任追及のために、ふたたび悲惨な被害をくりかえさないために、国の責任を明確に認める最高裁判所の判断を求めます。



原発を稼働して太陽光発電を抑制する!? これっておかしくないですか

四国電力は4月9日、初めて太陽光発電所へ出力の停止、抑制を求める「出力制御」を実施した。四電HPには「電力の安定供給の観点から、火力抑制などの回避措置を行ったとしても、電気の供給力が需要等（エリア需要、揚水運転、域外送電）を上回ることが見込まれたことから、出力制御の指示等を行います」とある。その後も「出力制御は繰り返し実施された。今後も増加していくことだろう」とも四国の電気は余っていたのだから、原発が稼働しなければ出力制御をしなくてはならないことは明白だった。しかし四電は3号機の再稼働を強行した。原発が再生可能エネルギーの普及を妨げたのだ！ 原発をなくし、自然エネルギーへの転換を目指す、私たちの思いに逆行する暴挙であり、断じて許すことはできない。

脱炭素に向けて、最先端の電源と位置づけ、最優先に導入するという政府の方針にも反していないか。緊急に拡大している再生エネルギーの電力会社や送電網の「連系線」のシステムが急がれる。伊方原発3号機を即時停止し、太陽光発電への出力抑制はやめるべきだ。



伊方現地にこだわり続けた私

秦 左子 さん（愛媛県有機農産生協 理事長）

今号は、元気印の秦 左子（はた・さこ）さんです。伊方原発ゲート前行動に参加された方にはお馴染みで、90年代以前から長年にわたって反原発運動に参加して来られた方です。有機農産生協という、耳なれない用語に戸惑いながらのインタビューです。

教員一家で、久留米市の出身

問い：まずは、家族構成からお尋ねします。

秦：二人の子どもは独立し、夫と二人で新居浜市に住んでいます。

問い：福岡県のご出身とか？

秦：久留米市の生まれ育ちです。1957（昭和32）年1月生まれで、両親は教員でした。大学卒業後、私は知的障害者の施設（久留米）の指導員をしていました。

問い：お父さんは、どんな方でしたか？

秦：父は1922年（大正11年）生まれで、長崎高商でマルクス経済学を学んだそうです。父は将校として国内で軍務についたのですが、父の兄の戦死や友人のビルマ戦線での労苦を聞き、戦後は反戦を訴え行動していました。教師としても卒業した教え子たちと夜を徹してさまざまな社会問題を議論していました。

問い：子どものころから社会運動への参加は、ごく自然だったのですね。

秦：学生時代もさまざまな社会運動に参加していました。大学時代に知り合った男性と結婚することになり、1982年の結婚を機に専業主婦となり、夫の当時の勤務地の今治市に住むことになりました。

日本で最初の原発訴訟との出会い

問い：反原発運動との出会いは、今治市ですか？

秦：はい、1988年（昭和63年）に伊方原発の出力調整実験反対運動が盛り上がりました。そのとき、母の知人である松下竜一さん（大分在住の作家。自然保護、平和などの運動に関わり2006年没）の講演会があり、そこで阿部悦子さん（後に愛媛県議）と知り合いました。

それまでも原発反対でしたが、子育て中で活動を自粛していました。ところが、子どものために子どもの手を引き運動に奔走するお母さんたちを見て、「私も出来るんだ、活動していいんだ」と気づかされたのです。

問い：彼女たちとどんなことに取り組みましたか？



30年位前、伊方町で、左端が秦さん

秦：ここで出会ったお母さんたちは、ゆうき生協の組合員さんたちで、地元の有機野菜を使った安全な学校給食運動、ゴルフ場建設反対、合成洗剤追放などの活動に取り組みました。伊方原発反対運動も、ここから始まります。

問い：そこで広野房一さんや齊間 満さん・淳子さんご夫妻とのつながりも生まれるんですね。

（註） 広野房一さん：1913年生、日本で最初の原発訴訟の原告、2005年没。

齊間満さん：1943年生、当初は「日刊新愛媛」の記者として、後にはローカル紙「南海日日新聞」の社主兼記者として原発批判と人権擁護の健筆をふるった、2006年没。

秦：この方々との出会いは衝撃でした。お話を聞くうちに、原発反対はイデオロギーの問題でなく、命の問題なのだと感じました。広野さんご夫妻にお子さんはいなかったのですが、「子たちの未来のために」と口癖のようにおっしゃっていたことが忘れられません。

問い：高校合格者名の報道問題で、齊間満さんとやり合ったそうですね。

秦：はい、高校合格者発表の個人名の新聞報道に、私は各社に「報道するな、報道するなら個々人の同意を得よ」と公開質問状を出しました。というのは、学校間格差の中で個人名を公表される子たちの心の痛みを考えたとき、人権侵害だと考えたためです。ところが、各社とも拒否しました。合格発表日には新聞の売上が伸びるのが、その理由でした。南海日日新聞の社主である齊間さんも同じ主張だったの

で、人権とおカネとどっちが大事かと議論を吹っ掛けたのです。齊間さんはそんな私に真摯に対応して下さいました（その後、全新聞社で合意が出来たとして各社とも一斉に報道しなくなりました）。当時若くて未熟な私にも真剣に向き合ってくれた人柄に魅了されました。

あわや、ヘリ激突の伊方原発

問い：その頃、米軍のヘリコプター墜落事件が起きたんですね。

秦：1988年の6月、原発から800メートルの至近距離に岩国基地のヘリが墜落しました。もし原発を直撃していたらと考えると、空恐ろしい事故です。しかも、日米地位協定で突然そこはアメリカ管轄の土地になり、地主はもちろん報道陣も国会議員も立ち入り禁止です。そして今も、米軍機に原発上空への規制はありません（民間機は飛行禁止）。これは絶対に許せないことです。

問い：齊間さんご夫妻から教わったことは、多いのでしょうかねえ。

秦：たくさんあります。例えば、申入書の書き方一つでも、原発の技術的知識は仮に不十分でも、生活者の視点が明確で言いたいことが真っ直ぐに伝わればそれでいいんだと教え込まれました。また、反原発運動が「せめて××箇所を補修して運転を」などという形の安全運転論的な条件闘争に（心情的には理解できるが）絶対に陥ってはならないと繰り返し諭してくれました。今もそれらを指針としています。

生産者も消費者も対等の組合員の生協

問い：ところで、愛媛県有機農産生協とは、どんな生協なのですか？

秦：生産者と消費者が対等の組合員となっている点でユニークです。また、組合員数は日本で最小級のため、「それでやっていけるの？」とよく言われています。もう一つのユニークさは、生産者と消費者とが年2回の会議で野菜の生産者価格を設定することで、再生産価格（翌年以降も生産可能な費用として生計費も織り込む価格）を重視して決めていくのですが、生産者でなく消費者側から「そんなに低くて良いの、高くしたら」という意見が出たりします。

問い：そうしたユニークさは有機農業という理念を共有していることからでしょうか、有機農業とはどういうことでしょうか？

秦：有機農業は消費者に安心・安全な農産物を届けるもので、分かり易くいうと無農薬・無化学肥料の農法ですが、それだけでなく流通は消費者との直接提携で行い、共同・共生の社会を目指します。なお、「無農薬・無化学肥料」は栽培中だけですが、有機

農業は栽培前の3年間農薬・化学肥料を投与していない圃場が前提です。

問い：有機農業の目的は、「食の安全」なのですか？

秦：「食の安全」はもちろんですが、それにとどまりません。生活全般そして社会の在り方全体を見直す運動です。「農薬や化学肥料を使わず、水・土・大気を汚染から守る」、「自然界の動植物を守り生物多様性を保全し、自然との共生を目指す」、「適地適作・地産地消で地域の文化を大切にする」などを実践しながら、世界中の全ての生命が真の豊かさの中で健やかに生きる社会を創造していくことだと考えています。

毎月11日、伊方原発ゲート前に

問い：読者の皆さんに、訴えたいことをぜひお願いします。

秦：二つ訴えます。

福島事故の被災者から聞きました

が、政府やマスコミは「避難者」と言うが、実際には「移住者」です。「事故」を「事象」と呼びもします。ウクライナ戦争では「軍需品」を「救援物資」と言って送っています。そうした言葉の言い換えに騙されず、言葉が表す実態を見抜く目を持って頂きたいこと。

もう一つは伊方町や近隣に住む方々の恐怖の日々に、思いを馳せて頂きたいことです。現地にまだ行っていない方は、ぜひ一度は訪問して下さい。そして、この急峻で崖崩れ多発地帯で、高齢者が多い所で、もしも原発事故が起こればと想像して下さい。

私は、この原発現地の人たちの恐怖感や、反対の意思表示もできにくい人たちの気持ちに寄り添いたい思いで、伊方現地での反原発活動にこだわっています。その思いから齊間淳子さんと相談し、2011年6月から毎月11日に午前10時から、伊方原発のゲート前で座り込み行動を開始し、今も続けています。可能な方は、ぜひご参加下さい。

インタビューを終えて

有機農業の奥深い思想を、能力不足とスペース不足で伝え切れないもどかしさが無念です。ネット検索が可能な方には、その創始者の一楽照夫さんや関連事項の検索を強くお勧めします。インタビューの都度ですが、今回の秦さんもととても魅力的な方でした。（H）



秦さん近影（生協事務所）

戦時に標的とされる原発の脅威 ロシアのウクライナ侵略から見えること



原発は自国民向け核兵器に

2月24日、ロシアは国連憲章に違反するウクライナへの侵略戦争を開始した。プーチン大統領の核兵器使用を示唆する発言に核戦争の恐怖を感じ、チェルノブイリ（新呼称ならチョルノービリ）などの原発制圧の報道に身の毛がよだつた。

いったん戦時ともなれば、原発が標的とされることが私たちの眼前で展開された。ミサイル攻撃などによる破壊でなくても、送電線の途絶で非常用電源（通例は短期使用が前提）を喪失すれば、原発は過酷事故に見舞われる。その場合、福島原発の事故を遥かに上回る放射性物質の拡散は必至で、半径数百キロに及ぶ被ばくと高濃度の放射能汚染は回避できない。かくして原発は、自国民向けの核兵器と化す。そうした原発が、日本列島には廃炉作業中を含めて54基も林立している。ちなみに、廃炉作業中であっても冷却水循環用電源が絶たれば、稼働中と同様の被害を生じることが言うまでもない。

薄っぺらな「軍備対軍備」論

ところで、ウクライナ戦争を機に、政界の一部で「武力には武力を」「非核三原則の見直しを（核武装を）」などの発言が声高になされ、これに同調するかの風潮が一部にあるが、とても容認できない。そもそも成り立ち得ない議論である。

なぜなら、わが国の原発の多くが北海道の泊を北端

として、新潟・柏崎刈羽、福井の美浜・高浜、島根そして佐賀・玄海まで日本海沿いにある。自国民向け核兵器をこれほどまでに林立させたため、幸か不幸かこの国は戦争など起こせる事情にないのである。

この実態を知らずして軍備拡大を唱える者は、政治家失格の愚劣の極みである。知りつつ唱える者は軍需企業におもねるためだとしか思えない。なお、敢えて付記するが、軍備拡大とは軍事予算の突出であり、増税と福祉・暮らしの予算切り詰めによる国民生活の窮乏化に直結する。

加害の危険性の認識こそ必要

ともあれ、他国との紛争は武力でなく話し合いで（外交交渉で）解決することが望ましく、それは憲法前文に明記された平和主義そのものの実践である。第二次大戦の痛苦の惨禍を経て到達した憲法にもとづく政治と外交が、今こそ重要で必要な時である。

なお、「敵基地攻撃能力を」と叫ぶ政治家がいて、米国に限らず英・独などとも合同軍事演習を繰り返す近年の状況からすると、他国からわが国が攻撃される危険性より、わが国が他国を攻撃する危険性が大ではないかと憂慮される。

勃発後に真珠湾攻撃を知らされた経験を持つ国民として、再びそうした事態を繰り返させないためには、国政の在り方への国民の厳しい監視が不可欠であると考える。
(松浦秀人)

これからの予定

- ♪ 伊方原発をとめる会 第12回定期総会
5月29日(日) 13:30~コムズ5F 大会議室
記念講演「原発は温暖化対策として有効なのか」
講師：大島堅一さん(原子力市民委員会座長)
- ♪ 伊方原発いらん！ 市駅前定例アクション
6月1日(水) 17:30~18:15 (毎月第1水曜日)
7月6日(水) 17:30~18:15
- ♪ 伊方原発運転差止訴訟 第29回口頭弁論
6月21日(火) 14:30開廷
原告13:00 支援者13:30 松山地裁ロビー集合
報告集会15:30頃~ R2番町ビル5F会議室
- ♪ 伊方原発運転差止訴訟 提訴11年記念集会
12月10日(土) 13:30~ コムズ5F 大会議室
記念講演：馬奈木徹太郎(まなぎ いずたろう)弁護士
(「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟弁護団)

会費とカンパのお願い

伊方原発をとめる会へのご支援ご協力に感謝申し上げます。当会は、皆さまの会費やご寄付によって運営していますが、たいへん厳しい財政状況が続いています。今後も活動を継続するために、会費やカンパのご納入を心よりお願いします。

(皆さまの会費の入金状況についてのお知らせを同封しています。行き違いや誤記など、ご不明な点がありましたら事務局までお知らせください。)

年会費1口 個人1000円 学生500円
団体3000円

【郵便振替】

口座名 伊方原発をとめる会
口座番号 01610-9-108485
同封の郵便振替用紙をご利用ください。

編集後記：3月13日の吉田千亜さんの講演会は、直前の会場変更に加え、ZOOM参加の方は画面が見えづらいなどの不手際がありましたことお詫びいたします。吉田さんには、伊方訴訟でもご協力を頂いています。ますますのご活躍を期待します。 K